平成２６年（フ）第１１４５号
名古屋市西区中小田井２丁目195番地　フローラタウン301号、従前の住所愛知県春日井市中新町２丁目６番地19
債務者　戸田小夜子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　昌巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２５号
北海道紋別市大山町１丁目35番地の97
債務者　植村　弥生（旧姓林・堺）
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２１８号
名古屋市中区橘１丁目24番10号　橘ハイツ302号
債務者　田口留美子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板倉しのぶ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１３号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目３番22―103号
債務者　佐藤　真也
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３７号
横浜市港南区港南台７丁目42番30―509号
債務者　影山　清一
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７９３号
名古屋市中村区猪之越町１丁目２番19号　レオパレス21本陣第６―105号
破産者　松原　千秋
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５８号
名古屋市中川区小本本町３丁目21番地の１　ジュネスＫ＆Ｙ201号、開始決定時の住所名古屋市中川区法華２丁目37番地　アメニティハイム202号
破産者　金彩花こと　ＫＩＭ　ＣＨＵＮＮＹＥＯ　金　　春女
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３９７号
名古屋市西区歌里町56番地　Ｍ・ハピネス101号
破産者　坂井三六呂
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９号
名古屋市西区浮野町166番地　ソフィア202号
破産者　稲垣　順也
1　決定年月日　平成26年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４号
奈良県大和郡山市西野垣内町22番地１　公団１―402
破産者　本山　博幸
1　決定年月日　平成26年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５４号
奈良県香芝市良福寺91番地１　ドルチェⅢ105号、開始決定時の住所奈良県橿原市東坊城町80番地の54
破産者　住吉幸一郎
1　決定年月日　平成26年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
奈良県桜井市大字大泉23番地の18、開始決定時の住所奈良県磯城郡田原本町大字阪手727番地の29
破産者　新田　貞雄
1　決定年月日　平成26年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
奈良県御所市大字元町51番地の１、前住所大阪府大東市栄和町15番18号　イーストビル203号
破産者　安川　幸史
1　決定年月日　平成26年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３７３号
札幌市東区北25条東５丁目２番10―802号
破産者　石川　義洋
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５０１号
北海道北広島市栄町２丁目８番地１
破産者　鈴木誠一郎
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１号
川崎市川崎区貝塚１丁目15番12号　201
破産者　宮沢　英臣
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７０３号
神戸市須磨区北落合１丁目１番309―401号
破産者　飯島　勝美
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６４号
神戸市垂水区乙木１丁目10番７―304号
破産者　日渡電気こと　日渡　利明
1　決定年月日　平成26年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部